

千歳市創業支援事業

【募集要項】

【募集期間】

平成 29 年 6 月 1 日（木）～平成 30 年 1 月 31 日（水）17 時（必着）
※申請書の受付は毎月 15 日、末日を締日として、申請内容の審査を実施します。

（15 日、末日が閉庁日のときは、翌閉庁日を締日とします。）

【問い合わせ先・申し込み先】

千歳市産業振興部産業支援室企業振興課企業振興係

住 所：〒066-0009

千歳市柏台南 1 丁目 3 番地の 1 千歳アルカディア・プラザ 3 階

電 話：0123-42-0522

受付時間：8：45～12：15、13：00～17：15／月～金曜日（祝日を除く。）

【目次】

1. 事業の目的	1
2. 補助対象者	1
3. 補助対象事業	2
4. 補助対象期間	2
5. 補助対象経費	2
6. 補助金の額	3
7. 交付申請の手続き	3
8. 交付決定	4
9. 補助金の交付	5
10. 交付決定後の留意事項	5
11. その他	7

平成 29 年 6 月 千歳市産業振興部

1. 事業の目的

「千歳市創業支援事業」は、市内で事務所等を賃借し、創業する者又は創業後間もない事業者に対して、その創業等に要する経費の一部を助成（以下「補助」という。）する事業で、創業による新たな需要や雇用の創出等を促進し、地域産業の活性化に寄与することを目的とします。

2. 補助対象者

補助金の交付対象となる事業者は、以下の要件をすべて満たす中小企業者であることが必要です。

- (1) 千歳市内において事務所等を開設し、これを中枢事業所として、「3. 補助対象事業」に掲げるいずれかの事業を営むために創業するもの又は創業し5年を経過しないものであること。
- (2) 大企業者（中小企業者以外の者であって事業を営むものをいう。）が実質的な経営に参画していないこと。
- (3) 市税を滞納していないこと。
- (4) 千歳市暴力団排除条例（平成26年千歳市条例第1号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団関係事業者でないこと。

中小企業者とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる中小企業者をいいます。

業種分類	定義
製造業その他 (注1)	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人事業主
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人事業主
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人事業主
サービス業 (注2)	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人事業主

注1 ゴム製品製造業（一部を除く）は資本金3億円以下又は従業員900人以下

注2 旅館業は資本金5千万円以下又は従業員200人以下、ソフトウェア業・情報処理サービス業は資本金3億円以下又は従業員300人以下

以下の場合には、大企業者が実質的な経営に参画しているとみなし、対象となりません。

- ①発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- ②発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
- ③大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

※(1)の事務所等は、事業者自らが賃貸借契約を締結し、事業のために継続して使用し、かつ、次に掲げる要件をすべて満たすものである必要があります。

- ①市内の事務所等であって、住居と兼用しないものであること。
- ②第三者に転貸しないこと。
- ③貸主が、対象事業者の3親等以内の親族又は対象事業者が経営する会社若しくはそのグループ会社の構成員でないこと。

3. 補助対象事業

本補助金の対象となる事業は、以下のいずれかの事業とします。

- (1) 製造業
- (2) 卸売業又は学術研究、専門・技術サービス業。ただし、製品の企画・設計を自社で行い、生産を外部委託するものに限り、自社の工場を所有せずに製造業として活動する企業は、これに該当します。
- (3) 情報サービス業、インターネット附随サービス業又は映像・音声・文字情報制作業
- (4) 市内の大学、企業又は公的試験研究機関等と共同で行う研究開発事業で、市長が認めるもの
- (5) (1) から (4) までに準ずるものとして市長が認めるもの

4. 補助対象期間

本補助事業の期間は、交付決定で定める開始日から平成30年3月31日(土)までとなります。「創業」の場合は、補助事業期間終了日までに個人開業又は会社の設立を行う必要があります。

補助事業の期間内に、対象事業者が、対象要件のいずれかを欠くに至ったときは、その前日までを補助の対象期間とします。

5. 補助対象経費

補助金を充てることができる経費は、補助対象期間内に行う事業の遂行に必要なものとして対象事業者が支払った以下の経費(消費税及び地方消費税額を除く。)の合計額

となります。

- (1) 事務所等の賃借料（賃貸借契約で定められた支払う家賃、共益費及び管理費をいう。）
- (2) 事務用器具・備品、ソフトウェア等の購入又は賃借に要する経費
- (3) 機械装置、工具器具等の購入、賃借、製造、改造、据付等に要する経費
- (4) (1) から (3) までに準ずるものとして市長が認める経費

事業の遂行に必要なものが対象となりますが、次の点にご留意ください。

- ①使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費であること
- ②補助対象期間の開始日以降の契約・発注により発生した経費であること（※）
- ③証拠書類等によって金額・支払等が確認できる経費であること
- ④事業に必要な物品等は、1年以上継続して使用できるものであること

※ 事務所等の賃借料や事務用器具・備品、機械装置等の賃借料については、補助対象期間の開始日より前の契約であっても、補助事業期間分に係る経費は、対象となります。ただし、補助対象期間外の事業に要する経費の前払い、後払いについては、補助対象外となります。

6. 補助金の額

補助金の額は、「5. 補助対象経費」の合計額に2分の1を乗じて得た額（※）を補助します。ただし、同一の事業者の上限額は、45万円となります。

※ 千円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

7. 交付申請の手続き

- (1) 補助金交付申請書の作成

補助金交付申請書一式を作成願います。

※申請書類は、本市ホームページ、工業団地ホームページからもダウンロードできます。

市ホームページ <http://www.city.chitose.lg.jp/>

市工業団地ホームページ <http://www.city.chitose.hokkaido.jp/yuuchi/index.html>

- (2) 添付する書類（補助金交付申請書のほかに、以下の関係書類を添付願います。）

- ①事業者概要書（別紙1）
- ②事業計画書（別紙2）
- ③申請者の登記等状況が確認できる書類

(ア) 法人の場合は、定款及び法人登記事項証明書（全部事項証明書又は現在事項証明書）

(イ) 個人の場合で、既に事業を開始している場合は、税務署に提出している個人事業の開業・廃業等届出書の写し

(ウ)これから創業する場合は、住民票抄本

④市税を滞納していないことを証明できる書類

⑤申請者の財務状況が確認できる書類

(ア)法人は、直近の決算書（損益計算書及び貸借対照表（特定非営利活動法人の場合は、活動計算書及び貸借対照表））

(イ)個人事業主は、直近の青色（白色）申告書の写し

※これから創業する場合は、不要です。

⑥事務所等の賃貸借契約書の写し又はこれに代わるもの

※これから賃貸借契約をする場合は、不要です。

⑦事務用器具及び備品、機械装置、工具、器具等を調達する場合は、仕様及び参考見積書等の価格が分かるカタログ又は資料

⑧その他、会社案内等のパンフレット（設立・創業済の方で作成している場合）など参考となるもの

※ 補助金交付申請書、関係書類の作成に当たっては、消費税及び地方消費税額を抜いた金額を記入してください。

(3) 申請期間

平成 29 年 6 月 1 日（木）～平成 30 年 1 月 31 日（水）17 時（必着）

ただし、補助金交付決定額の合計が予算額に達した場合、申請受付を終了します。

(4) 申請方法

申請者は、次の申請受付場所に申請書類を直接持参願います。郵送等での申請は受けできません。

<申請受付場所>

千歳市産業振興部産業支援室企業振興課企業振興係

住 所：〒066-0009

千歳市柏台南 1 丁目 3 番地の 1 千歳アルカディア・プラザ 3 階

電 話：0123-42-0522

受付時間：8：45～12：15、13：00～17：15／月～金曜日（祝日を除く。）

8. 交付決定

補助金の交付は、補助金交付申請書および関係書類に基づき、対象要件等及び事業内容が補助の対象として適当であるか、審査を行い決定します。

審査は、毎月 15 日、末日を締日として、締日までに受理した申請書をまとめ、審査会を随時、開催して行います。締日が閉庁日のときは、翌開庁日を締日とします。

審査会では、補助金の交付対象となる事業の内容について、申請者自ら説明をしていただきます。必要に応じて、創業場所（予定も含む。）の現地確認をさせていただく場

合があります。

主な審査の内容は以下のとおりです。

(1) 資格審査

主に1～2ページ「2 補助対象者」に適合しているかを審査します。

(2) 事業計画

事業計画書等の提出された書類をもとに、下記の着眼点に基づき、審査します。

なお、必要に応じて、申請者本人に事業内容の説明を求めたり創業場所（予定も含む。）の現地確認をさせていただく場合があります。

○主な着眼点は、以下のとおりです。

①事業の独創性

- ・技術やノウハウ、アイデアに基づき、ターゲットとする顧客や市場にとって新たな価値を生み出す商品、サービス、又はそれらの提供方法を有する事業を自ら編み出していること。

②事業の実現可能性

- ・商品・サービスのコンセプト及びその具体化までの手法やプロセスがより明確となっていること。
- ・事業実施に必要な人員の確保に目途が立っていること。
- ・販売先等の事業パートナーが明確になっていること。

③事業の収益性

- ・ターゲットとする顧客や市場が明確で、商品、サービス、又はそれらの提供方法に対するニーズを的確に捉えており、事業全体の収益性の見通しについて、より妥当性と信頼性があること。

④事業の継続性

- ・予定していた販売先が確保できないなど、計画どおり進まない場合も事業が継続されるよう対応が考えられていること。
- ・事業実施内容と実施スケジュールが明確になっていること。また、売上・利益計画が妥当性・信頼性があること。

⑤資金調達の見込み

- ・金融機関からの外部資金の調達が十分に見込まれること。

(3) その他の関係書類による事項の審査

審査の結果、市長が、補助金の交付を行うことが適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、速やかに補助金交付決定の通知をします。交付の決定に至らなかった場合についても、書面で通知します。

※審査の結果（交付に至らなかった理由等）に関するお問い合わせには一切応じかねま

すので、予めご承知おきください。

※本市が通知する補助金交付決定額は、補助限度額を明示するものであり、補助金支払額を約束するものではありません。また、使用経費が計画の予定を超えた場合にあっては、交付決定を受けた補助金額を超えて交付を受けることはできません。

9. 補助金の交付

補助金の交付については、補助事業の完了後、30日以内に実績報告書を提出していただき、実施した事業内容の検査と経費内容の確認により交付すべき補助金の額を確定した後、精算払いします。ただし、事業期間の末日が、平成30年3月31日のときは、当該日までに実績報告書を提出いただきます。

ただし、市長が補助事業の遂行上必要があると認めるときは、交付決定した額を超えない範囲において、申請者が既に支払った補助対象経費に係る補助金の一部を概算払いにて交付することができます。

※概算払いによる交付は、概ね補助金交付決定額の3分の1以上の額となるようにお願いいたします。

※補助金の交付には、実績報告書の提出後1か月程度の期間が必要です。

※補助金交付までの間の事業資金に対するつなぎ融資については、お早めに金融機関に相談いただきますよう、お願いします。

※補助金は経理上、交付を受けた事業年度における収益として計上するものであり、法人税等の課税対象となりますので、御注意願います。

10. 交付決定後の留意事項

(1) 事業の開始の報告

交付申請時において未創業であり、創業する見込みとして、交付決定を受けた申請者は、事業を開始した日から30日以内に事業開始届に関係書類を添えて、提出いただきます。補助金交付申請時に提出済みの書類は、添付を省略することができます。

(2) 補助事業の計画内容や経費の配分変更等

交付決定を受けた後、本事業の経費の配分若しくは内容の変更(軽微な変更を除く。)又は交付決定を受けた事業を中止し、若しくは廃止する場合には、速やかに、変更等承認申請書を提出し、市の承認を受ける必要があります。

(3) 遂行状況調査及び報告

補助事業期間中に、事業の遂行状況を適宜確認する場合があります。

(4) 事業状況報告

補助期間終了後、補助事業の事業報告提出日以後最初の決算日から3年間、本事業についての事業状況を本市に報告していただきます。

(5) 補助事業の経理

補助事業に係る経理について、帳簿や支出の根拠となる証拠書類については、事業が完了した年度の終了後5年間、管理・保存しなければなりません。

11. その他

申請者が、補助金交付決定がされた後においても、以下のいずれかに該当するときは、交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

- (1) 虚偽の申請その他不正の行為により、交付決定を受けたとき
- (2) 「2. 補助対象者」の対象要件のいずれかを満たさなくなったとき
- (3) 補助金を他の用途に使用し、その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
- (4) その他千歳市創業新補助金交付要綱又はこれに基づく指示に違反したとき

また、補助事業に係る交付する補助金額の確定があった後においても、交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

「2. 補助対象者」の対象要件として、暴力団、暴力団員又は暴力団関係事業者でないこととしており、申請者（中小企業者の場合は、代表者及びその役員（業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。））が、これらに該当することが判明した場合、対象要件を欠くことになり、交付決定後に判明した場合であっても、交付決定を取り消します。また、申請者自ら又は第三者を利用して以下に該当する行為をした場合は、これに準ずるものとして、同様の取扱とします。

- ① 暴力的な要求行為
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④ その他の前各号に準ずる行為